

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授会規程

平成21年 3月31日
規則 第96号

改正 平成27年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第3号
平成27年 3月27日大学院総合国際学研究所規則第5号
平成28年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第4号
平成29年 6月21日大学院総合国際学研究所規則第2号
平成31年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第1号
令和 2年 4月22日大学院総合国際学研究所規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和2年3月26日制定）第16条第4項に基づき、大学院総合国際学研究所教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授会規程（平成21年規則第80号）第2条に規定する構成員（同規程第2条第2項に規定する者を含む。）
- (2) 東京外国語大学大学院国際日本学研究所教授会規程（平成27年大学院国際日本学研究所規則第2号）第2条に規定する構成員（同規程第2条第2項に規定する者を含む。）
- (3) 大学院総合国際学研究所（以下「研究所」という。）を兼担するアジア・アフリカ言語文化研究所の教員
- (4) 研究所を兼担する世界言語社会教育センター教員のうち、世界言語社会教育センター長、大学院総合国際学研究所長（以下「研究所長」という。）及び研究所長代理が認めた者
- (5) 研究所を兼担する現代アフリカ地域研究センター教員のうち、現代アフリカ地域研究センター長及び研究所長が認めた者

2 教授会は、必要により前項以外の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(意見を述べ又は審議する事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び研究所長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、又は学長等に意見を述べるができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、研究科長代理がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

(1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程(平成16年規則第128号)第2条第1項第3号に規定する出張中の者

(2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則(平成16年規則第52号)第40条第2項に定める研修中の者又は同条第5項に規定する特別研修中の者

(3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規則第53号)第23条に規定する病気休暇又は第24条に規定する特別休暇の承認を受けている者

(4) 国立大学法人東京外国語大学採用、離職等に関する規程(平成16年規則第56号)第21条に規定する休職の承認を受けている者

(教授会の運営)

第6条 教授会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会)

第8条 教授会は、必要に応じ、委員会を置くことができる。

2 委員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 委員会は、前項に規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告し、必要に応じて所管事項に関する議案を提出することができる。

(代議員会)

第9条 教授会は、代議員会を置くことができる。

2 代議員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 代議員会が行った議決は、教授会の議決とする。

4 代議員会は、第2項で規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告しなければならない。

5 その他代議員会に必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(庶務)

第10条 教授会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改正)

第12条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ

ならない。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 東京外国語大学学部・大学院学生委員会規程（平成 16 年 3 月 18 日制定）及び東京外国語大学学部・大学院留学生委員会規程（平成 8 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。